

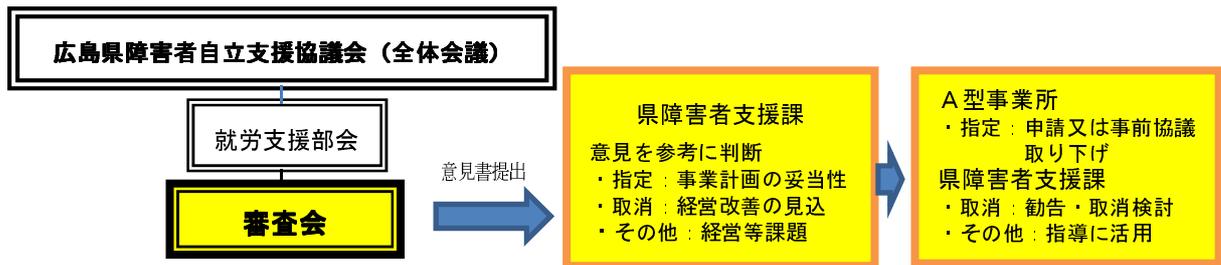
## 就労継続支援 A 型事業所の指定等に係る審査会の設置について

平成 31 年 3 月 13 日  
障害者支援課

## 1 趣旨

平成 30 年 12 月 6 日に広島県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）が策定した就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の経営破たんに係る「検証報告書」の提言※を踏まえ、A 型事業所の新規指定申請（定員増の変更申請を含む。）時の事業計画及び指定取消検討時の経営改善の見込みなどについて専門的に審査するため、協議会に「A 型事業所審査会（以下「審査会」という。）」を新たに設置する。

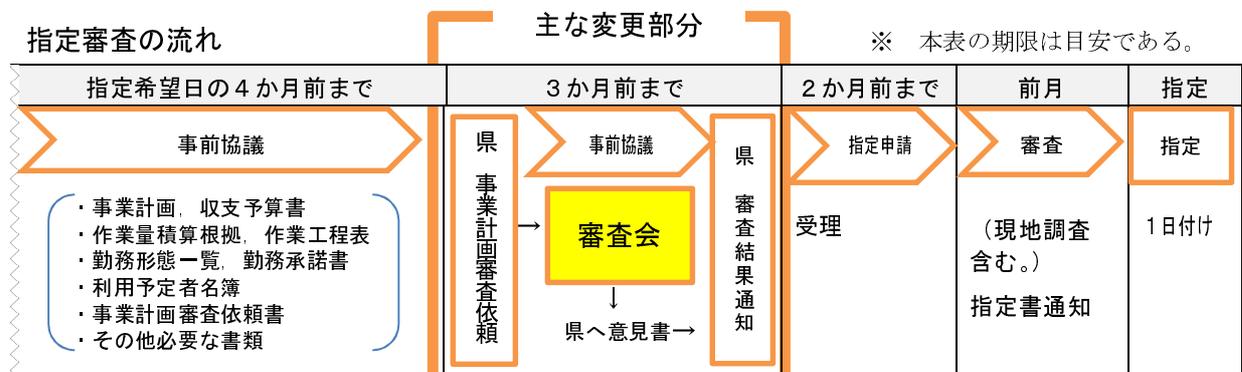
県は審査会の意見を参考に、事業計画の妥当性や経営改善の見込みを判断し、A 型事業所の指定や取消を行う。



## 2 審査会の概要

区分	内容
時期 (随時)	① 指定：事前協議があった場合に開催し、申請予定者から事業計画の説明聴取。 ② 取消：取消検討の必要がある場合に開催し、事業者から経営改善の見込み聴取。 ③ その他：定期の立入検査後、審査会の意見を聴く必要がある場合に開催。
役割	県の依頼に基づき、次の 3 つの事項を審査し県に意見書を提出する。 ① 事業者指定（定員増の変更申請を含む。）の事前協議時に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により、利用者に対する最低賃金を支払うことができる <b>事業計画</b> になっているか。 ② 毎年度の事業継続の可否判断が難しい場合など、指定取消検討時に、経営状況等から <b>経営改善の見込み</b> があるか。 ③ 定期の立入検査の中で、判断の難しい専門性の高い <b>経営、運営の課題</b> など。
構成員	・中小企業診断士（経営審査） ・公認会計士（経営審査） ・精神保健福祉士等（利用予定者から事業の可能性審査） ・就労継続支援事業経営経験者（就労経営実務から審査）
協議会等との関係	審査会による事業計画等の審査結果は、年度末に就労支援部会及び協議会に報告するとともに、各会で示された意見は、審査会の運営に反映させる。

## 3 指定審査の流れ



[参考] 取消審査は、県が立入検査などにより経営情報等の収集後、審査会へ審査を依頼する。

## 4 今後の予定

平成 31 年 3 月 13 日開催の協議会及び 3 月下旬開催予定の就労支援部会で審査会設置の承認を得て、4 月から新しい審査体制で審査を始める。

<参考>

※「検証報告書」の提言

6 再発防止に向けた取組への提言と制度要望

(1) 事業所指定・指導の適正化について

○ 経営内容や個別処遇に踏み込んだ審査・検査を行うこと

この度の事案において、広島県及び福山市は、事業者指定における事業計画の実現可能性や財務基盤の健全性等の審査が不十分であった。また、指定後の実地指導において、書面上の表面的な検査が中心となり、問題点の本質まで検査出来ていなかったことから、事業者指定・指導の水準向上に取り組む必要がある。

そのため、申請書類の見直しや、審査・指導マニュアルの改定、職員のスキルアップに取り組むとともに、事業計画の実現可能性など高い専門性が要求される事項の判断に当たっては、外部の専門家の知見を活用するなど、適切な審査体制を整備する必要がある。

「検証報告書」17頁より抜粋。